

共生社会をめざして

障害者の方への主な福祉施策

市で行っている障害者の方などへの主な助成制度やサービスについて、ご案内します。なお、介護保険と重複する場合は介護保険が優先される場合がありますので、詳細はお問い合わせください。
障害福祉課 保 (☎438 - 4035)

事業	内容
自動車燃料費の助成	在宅の心身障害者に対して、自動車燃料費の一部を助成 自家用車：身体障害者手帳1～4級 同居家族が運転：身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度・脳性まひ者・進行性筋萎縮症者 【助成額】月額3,000円(二輪車1,500円) 所得超過者・施設入所者などは非該当 タクシー料金助成との重複不可
タクシー料金の助成	在宅の身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度の方がタクシーを利用するときの料金の一部を助成 【助成額】月額3,000円 所得超過者・施設入所者などは非該当 自動車燃料費助成との重複不可
自動車運転教習費の助成	身体障害者手帳1～3級(内部障害については4級、下肢または体幹に係る障害は4・5級で歩行困難なものを含む)・愛の手帳所持者で、適性検査に合格した方が普通運転免許を取得する場合の教習費用の一部を助成 所得制限あり
自動車改造費の助成	身体障害者手帳1・2級の上肢、下肢または体幹機能障害者で、就労などに伴い自らが所有し運転する自動車の一部を改造する場合に、改造費の一部を助成 所得制限あり
心身障害者福祉手当	身体障害者手帳1～4級・愛の手帳1～4度の方、脳性まひ・進行性筋萎縮症の方 所得超過者・施設入所者・新規申請時65歳以上の方などは非該当
特別障害者手当	20歳以上で身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度の障害の重複がある方またはこれらと同程度の身体障害、疾病もしくは精神の障害のある方 所得超過者・施設入所の方などは非該当
障害児福祉手当	20歳未満で身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度またはこれらと同程度の身体障害、疾病もしくは精神の障害のある方 所得超過者・施設入所の方などは非該当
難病患者福祉手当	治療が困難な疾病にかかっており、現に治療を継続中で東京都難病医療費助成制度による医療券を所持している方および店頭てんかんの方
重度心身障害者手当	重度の知的障害の方、重度の知的障害と身体障害の重複のある方、重度の肢体不自由で四肢機能を失い座ることが困難な方 所得超過者・施設入所者・新規申請時65歳以上の方などは非該当
就労相談	障害者就労援助事業 障害者就労支援センターで、コーディネーターによる就労面と生活面の支援の提供
心身障害者医療費の助成	心身障害者に対し医療費の一部を助成 身体障害者手帳1・2級(内部障害は3級を含む)または愛の手帳1・2度の方 所得制限あり 新規申請時65歳以上の方は対象外
自立支援医療費(更生医療)支給	身体障害者が障害の程度を軽減または障害を除去するための医療費を支給 所得に応じて自己負担あり 18歳以上の身体障害者手帳所持者
自立支援医療費(精神通院)支給	精神疾患により、医療機関に通院する際の医療費の一部を公費で負担 所得に応じて自己負担あり
難病医療費等の助成	東京都が定める難病などに該当し、認定基準を満たす方に対し、医療費の一部を助成 所得に応じて自己負担あり
原子爆弾被爆者援護	居住者変更届などの受理

事業	内容
補装具の支給・修理	身体障害者(児)の身体的機能を直接的に補い日常生活を容易にするため、補装具を支給・修理 身体障害者手帳所持者 支給要件あり 自己負担あり
日常生活用具の給付	在宅の重度の心身障害者(児)に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付。介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具(小規模改修) 身体障害者手帳または愛の手帳を所持する在宅の重度障害者 支給要件あり 自己負担あり
住宅設備改善費の給付	在宅の重度障害者(児)で肢体に係る障害がある方(下肢または体幹に係る障害の程度が1・2級)および補装具として車いすの交付を受けた内部障害者に対し、日常生活を容易にするための家屋の設備改善費(中規模改修)を一定限度額内で補助(65歳以上一部除外) 自己負担あり
介護給付費・訓練等給付費の支給	居宅介護におけるヘルパーの派遣、短期入所の利用、日中における生活介護、施設入所に係る支援、児童デイサービス、グループホーム・ケアホームの利用、自立訓練、就労支援などに係る費用の一部を支給 支給要件あり 自己負担あり
移動支援利用助成	外出時にヘルパー支援を要する障害者の費用の一部を助成 支給要件あり 自己負担あり
生活サポート利用助成	日常生活に関する支援または家事に対する支援を要する障害者の費用の一部を助成 支給要件あり 自己負担あり
日中一時支援利用助成	日中における介護者の不在時に一時的に活動の場所を確保するための費用の一部を助成 支給要件あり 自己負担あり
地域活動支援センター利用助成	地域活動支援センターにおいてサービスを受ける際に要する費用の一部を助成 支給要件あり 自己負担あり
手話通訳者派遣	聴覚および言語障害者に対し、意志の疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣
要約筆記者派遣	聴覚障害者に対し、意思の疎通を円滑にするため要約筆記者を派遣
重度脳性麻痺者介護	重度脳性麻痺者に対し、生活圏の拡大のために介護券を交付(家族介護) 重度の脳性麻痺者で身体障害者手帳1級を有する20歳以上の方(利用回数月12回まで)
心身障害者(児)施設緊急一時保護	障害者の介護人が疾病・出産・冠婚葬祭・休養などにより介護ができなくなったときに、障害者を一時的に保護(宿泊) 支給要件あり 自己負担あり
巡回入浴サービス	入浴することが困難な在宅の重度心身障害者(児)に対し、巡回入浴車による入浴サービスを行う 身体障害者手帳2級以上・愛の手帳2度以上または同程度の障害者で常時寝たきりの状態にあるおおむね15歳以上の方(週1回) 介護保険対象者を除く
重度身体障害者緊急通報システム	ひとり暮らしなどの重度身体障害者の家庭生活の安全を確保するため、緊急通報システムを設置 18歳以上のひとり暮らしなどの重度身体障害者
移送サービス	身体に障害を持つため外出が困難な車いす利用者などに車いすのまま乗車できる自動車の運行を行う(ハンディキャブけやき号) 車いすを使用しなければ歩行が困難な方および重度の視覚障害者 利用条件、運行範囲あり



国勢調査の調査員が不足しています！

前回に比べて、事務量が軽減！
多数の申し込みをお待ちしています。

10月1日に実施される国勢調査の調査員を募集しています。

主な変更点
調査票の回収...調査員による回収、郵送、インターネットのいずれかになったため、すべての世帯から回収する必要がなくなりました。
調査票の内容点検...調査票を封筒に入れ、封をして提出するため、内容点検事務がなくなりました。
報酬 1調査区3万9,000円前後
申込書配布 総合案内(田無庁舎

2階、保谷庁舎1階) 各出張所、各公民館(田無公民館を除く) 各地区会館(一部を除く) 東伏見コミュニティセンター、ふれあいセンター、住吉会館(ルピナス) 田無総合福祉センター、富士町福祉会館、新町福祉会館、中町児童館、総合体育館、市民会館、コール田無、保谷郵便局市庁舎からダウンロード可。
☎総務法規課(田無庁舎3階)へ
定員になりしだい締め切り。
総務法規課 ☎(☎460 - 9810)

市営住宅・高齢者アパートの入居者募集

募集住宅
市営住宅(シルバーピア).....2戸
高齢者アパート.....5戸
☑以下のすべてに該当する方
(1)申込者ならびに同居者は、申請時において満65歳以上であること
(2)申請日現在で、西東京市に引き続き2年以上住所があること
(3)現に居住している住宅の立ち退き要求を受けているか、または保安上・保健衛生上劣悪な状態にあるが自力による代替の住宅を確保することができないこと
(4)所得額が月額21万4,000円以下であること(二人世帯の場合は、お問

い合わせください)
(5)1人世帯および夫婦世帯などによる2人世帯であること(間取りは1DKのみ)
(6)健康で、独立して日常生活を営むことができる方
募集期間 6月18日(金)～25日(金)
(土・日曜日は除く)
☑申請書類に記入・押印のうえ、都市計画課(保谷庁舎5階)で申し込み。
入居者の決定 申請書類を審査して決定。応募多数の場合は抽選。
都市計画課 保 (☎438 - 4051)